

(別表) 企業内での診断助言活動について(様式18及び様式19関連)

民間企業等に所属する中小企業診断士から問い合わせのあった以下のような事例については、中小企業に対する経営診断の実務とみなし、更新登録の実務要件とすることができます。

中小企業に勤務し、自社に対して行った診断助言業務	IT化等経営戦略案の提示	所属企業(部門等)のルーティンワークを除き、経営者からの指示で行った業務
	業務プロセス革新の提案	
	財務診断、財務指標改善のための具体案提示	
	新規事業立ち上げ指導	
金融機関や一般企業等に所属し取引先等中小企業者に対して行った診断助言業務	事業・企業買収、事業譲渡、M&A、事業承継等指導	所属企業(部門等)の上長の指示で行った業務
	財務診断・財務指標改善案等指導	
	IT化、マーケティング・プロセス改善等支援	
	協力(下請)企業等への経営指導	
	所属企業や取引先が新規事業を起業する際に会社設立等の指導を行い、申請時点において中小企業者として起業している場合	

参考：診断助言業務実績証明書(様式18、様式19)について

- 様式18：企業等が実施機関としてその代表者が証明する場合で、実施機関には当該中小企業診断士の活動記録があり、その記録は5年間保存文書となっている必要があります。
- 様式19：診断先中小企業の代表者による証明または、自社(中小企業)に対する診断助言で自社の代表者から証明を受ける場合。